

平成25年度

「新潟市子ども・子育て会議 第2回幼保部会」 会議録

開催日時：平成26年3月18日（火）午後4時30分～午後5時40分

会場：新潟市役所白山浦庁舎6号館203会議室

出席委員：大山委員、小池委員、田巻委員、榎坂委員、平澤委員、丸山委員、横尾委員
(出席者7名、欠席者1名)

事務局出席者：

こども未来課 堀内課長、小沢課長補佐、佐藤企画管理係長、本間育成支援係長

保育課 島田課長、中村課長補佐、猪爪管理係長、新井運営係長

教育委員会教育総務課 上所教育政策担当課長、阿部副参事

教育委員会学校支援課 白澤副参事 ほか

(17名)

委託業者：(株)新潟富士薬品・アシスト(株)共同事業体 五十嵐研究員補佐

傍聴者 3名

会議内容

1 開会

(事務局：保育課長補佐)

定刻になりましたので、ただ今より平成25年度、第2回新潟市子ども・子育て会議幼保部会を開会します。本日は大変お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は本日の司会を勤めます保育課の中村です。よろしく申し上げます。本日の会議は議事録作成のため録音させていただくことをご了承いただきたく、よろしく申し上げます。

本日の会議では第1回部会時点からの追加の情報等について説明すると共に、昨年実施したニーズ調査の概要及びその他幼保部会の所管事項について議題にしたいと思います。時間が限られていますので委員紹介、事務局紹介は省略します。なお、本日公募委員の山本委員はご都合により欠席されています。

さて、議事に入る前に資料の確認をお願いします。次第に一覧として記載していますが、事前配布として、

資料1-1 休日保育事業

資料1-2 一時預かり事業について

資料1-3 延長保育事業について

資料1-4 子ども・子育て支援事業の委員からのご意見への対応方針について

資料2-1 新潟市子ども・子育て支援ニーズ調査実施状況の概要

- 資料 2-2 ニーズ調査集計票（就学前児童）
- 資料 2-3 ニーズ調査集計票（就学児童）
- 資料 2-4 新潟市子ども・子育て支援事業計画 構成（案）
- 資料 2-5 新潟市保育園再編実施計画 実施状況
- 資料 3 新制度の周知・広報等について
- 資料 4-1 基準条例・規則等について
- 資料 4-2 幼保連携型認定こども園の認可基準について
- 資料 4-3 地域型保育事業について
- 資料 4-4 確認制度について

それから本日配布した資料として、
新潟市子ども・子育て会議第 2 回幼保部会座席表
子ども・子育て支援法第 87 条に定める過料について
以上です。資料の不足がありましたらお知らせ下さい。

2 議事

(1) 事業等説明追加資料について

(事務局：保育課長補佐)

これより議事に入ります。小池部会長、進行をよろしくお願いします。

(小池部会長)

それでは議事に入ります。お手元の次第に従って進行します。まず、事業と説明、追加資料についてです。事務局から説明をお願いします。

(事務局：保育課管理係長)

保育課の猪爪です。ここでは資料 1 から 1-4 について説明します。まず資料 1-1「休日保育事業について」です。まず現在の休日保育事業の概要について説明したいと思います。日曜日・祝日等に保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合に保育を行う事業です。

実施状況についてですが、対象児童が市内に居住し市内の認可保育園に入園している児童で、保護者の就労等により日曜日・祝日にも保育を必要とする児童を預かるというものです。利用料金等については今説明した通り、利用時間は午前 7 時半から午後 6 時までで、1 日 1,500 円の利用料を頂戴しています。おやつ・昼食は持参で、保育料の金額の A 階層、B 階層の世帯は無料です。実施施設は、平成 25 年 4 月 1 日現在で市内に 10 箇所あります。見ていただくとわかるとおり北区には今、休日保育の園が無いという状況です。利用者数についてですが、23～25 年度の 3 年間の利用人数を書かせてもらいました。北区の利用者登録数は 7 名で、この方は東区・中央区の施設を利用しているということです。全市の利

用登録は全体で 332 名という状況です。

財源については国の補助金と利用料をそのまま園の収入にしていますが、経営的には補助金だけではかなり厳しい状況だと聞いています。休日保育で保育士の配置基準通りに保育士を配置しようとするとう休日出勤につながりますので、利用がたくさんあればよいのかというと、そういうところにもつながっていかない。施設のほうにもなかなか休日保育については苦勞していると聞いています。

北区については未設置の状況ですが、今回の議会で議決していただくと北区で新設される園に休日保育をお願いしようかなということなので今、動いているところです。新しい制度になるとこの休日保育事業というのは、日曜日については別途利用料金をいただいて利用していただいている状況なのですが、新しい国の資料を見ると保育園には休日保育をやる分の加算をつけて、基本的には保育に欠ける状況というのはウィーク・デイであろうが日曜日であろうと一緒にするので、利用料金を別途徴収しないという話で動いていると読み取れます。

(事務局：保育課運営係長)

続きまして一時預かりについて説明します。まず、保育園については保育課の新井から説明します。資料 1-2 の 1 ページ目をご覧ください。前回、新潟市の制度については説明しましたが、今回は国から新制度の資料が出ていますので検討されていることについてお伝えしたいと思います。

1 ページ目に検討の趣旨とありまして、基本的には現行の一時預かりを基本として更なる充実を図るというところで、特に幼稚園における預かり保育については私学助成から一時預かり事業の移行が予定されているので丁寧な検討が必要と書かれています。

2 ページの事業構成についてですが、現状は左側で、今、保育所、地域密着型、地域密着Ⅱ型というものを新潟市でもやっていますが、平成 26 年度、新制度を前倒して保育緊急確保事業ということで、この 3 つが一般型ということで統合されます。今まで保育士 2 人以上配置ということが条件になっていましたが、これに対して保育士 1 人でいいと変更されています。平成 27 年度の新制度もこの一般型を続ける予定です。

続きまして 3 ページをご覧ください。3 ページ、4 ページが一般型の説明になっていますが、4 ページに対応方針として、先ほど申しましたように現在保育士 2 名以上必要というところを保育士 1 名プラス研修を受けた保育の知識がある方を職員としてみることで変更されています。

次に 5 ページをご覧ください。一般型の実施場所ですけれど、現行は左側にあるように保育所型であれば保育所、地域密着型であれば支援センターや駅の周辺などということになっていますが、見直し案では特に実施場所を問わず適切に事業実施ができる施設と変更されています。また、設備基準については現行と同じということになっています。6 ページの保育の内容についても現行と同じという予定です。

続きまして 7 ページをご覧ください。こちらは補助単価ということで示されていますが、現行の国の補助基準についてはのべ人数による加算になっていますが、見直し案では現在最低のラインが 25 人以上 300 人未満という利用人数になっていますが、この 25 人以上の要件を撤廃し、300 人未満の補助単価について非常勤職員 1 人を雇用できる単価とするという案になっています。一般型については以上です。

8 ページの基幹型加算についてですが、こちらは休日や土曜日・日曜日、1 日 9 時間以上の開所も行って常に一時預かりをやっているというものです。現在新潟市では休日保育をやっていますが、それは保育に欠ける方のみを対象にしていまして、休日の一時預かりというのは今のところ実施していません。保育園型については以上です。

(事務局：こども未来課育成支援係主査)

次に幼稚園における一時預かり事業について説明します。こども未来課の高澤です。資料の 9 ページです。まず私立の幼稚園についてです。現在私立幼稚園では通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに保護者の要請などに応じて預かり保育を実施しており、県が私学助成の一環として補助金を交付しています。新制度においては市町村が実施している一時預かり事業の一類型に位置付けられ、これまでの私学助成から市町村の委託事業へと変更になります。なお、現行の預かり保育に対する県の補助金は満 3 歳に達し、その園に在籍している園児を 1 人以上保育していれば補助の対象となることから、同じ教室で満 3 歳に達していない正式入園前の子どもと一緒に保育しているケースもあります。新制度でこのような園児以外の利用をどう取り扱うのか。また、資料 10 ページ以降にあるように人員配置や設備の基準、補助単価など事業の詳細について現在国が検討しています。

また、市立の幼稚園については現在中之口幼稚園と沼垂幼稚園の 2 園で預かり保育を実施しています。このうち中之口幼稚園は保護者が就労している幼児を対象としており、また沼垂幼稚園では保護者の疾病や事故などによる緊急措置として預かり保育を実施しています。私立幼稚園の制度等は内容の異なる部分もありますので、市立幼稚園における事業のあり方については国の動向を見据えながら今後検討していきます。幼稚園については以上です。

(事務局：保育課運営係長)

続きまして 18 ページをご覧ください。(4)の余裕活用型ということで、認定子ども園や保育所などで定員に達していない場合、定員に達するまで一時預かり事業として受け入れられる事業で新しく創設される予定です。新潟市においては現在定員を満たしていない保育園というのがほとんど無い状態ですので、これについては新制度においても創設する予定は今のところありません。

19 ページをご覧ください。こちらは(5)訪問型とありまして訪問型の一時預かりなのですが、地域型保育給付の居宅訪問型保育に準じて一時預かりを行うということで、過疎地域や障

がい児等に対応できる体制を充実させるということをやっています。今後、居宅訪問型保育の事業者が新潟市にできるかどうかという事もありますが、これについては今後検討していきたいと思います。一時預かりについては以上です。

続きまして延長保育事業について説明します。資料 1-3 をご覧下さい。1 ページを開いて下さい。検討の趣旨ですが、こちらも現行の延長保育促進事業を基本として検討を行い、更なる事業の充実を図るとされています。3 ページをご覧下さい。国の会議の論点と対応方針が書いてあり、基本現行どおりというところで、真ん中の対応方針の 3 つめの丸に「保育必要量の区分の議論、公定価格と利用可能時間帯等の関係等を踏まえ、補助のあり方を検討する」とあります。新制度では短時間保育・長時間保育という考え方が導入されることになり、現在は 11 時間以上開所している部分を延長時間と扱っていますが、今後短時間保育は多分 8 時間になると思われます。その 8 時間を超えた短時間保育の方に対する延長というものも考えていかなければならないと思っています。続きまして 4 ページの訪問型ですけど、こちらは先ほども申した一時預かりの説明と同様に、地域型保育給付の居宅訪問型保育に準じて過疎地域や障がい児等に対応するという事業になっています。延長保育については以上です。

(事務局：保育課管理係長)

続きまして資料 1-4 をご覧下さい。これは国で行われた会議の資料そのものです。前回の会議の中で概要はあまりはつきりしませんでした多様な主体の参入促進事業と補足給付事業について若干資料の中に出てきましたので、情報ということで資料をつけました。

まず多様な主体の参入促進事業については、今、政令市を中心にした待機児童の多いところではさまざまな保育の担い手が必要だということで、多様な主体の参入促進ということ国では検討しているところです。保育事業に新たに参入する場合にコンサルタントのようなことを市町村で担う職員を配置したりということが書いてありました。

続きまして補足給付事業関係についてなのですが、これは具体的に公定価格の中で議論をされているということで、2月24日の子ども・子育て会議の「支援新制度における量的拡充と質の改善について」というところで実費徴収に伴う補足給付事業というのが創設されると書いてありましたので、こういった方に対しての補助給付もあるのだろうと思っています。一番下に書いてあります実費徴収に伴う補足的事業ということで、生活保護世帯に対する半額から全額の補助。それから市民税非課税世帯に対する半額から全額補助ということがありますので、公定価格の議論と共に制度が構築されていくのだろうと思っています。以上です。

(小池部会長)

ただ今の事務局からの説明について質問や確認事項、意見があればお願いします。

(梅坂委員)

保育に欠けるという言葉は、これからは保育が必要だという事になるのですか。

(事務局：保育課運営係長)

現制度ですと保育に欠けるという言い方をしているのですが、新制度ではおっしゃるとおり保育が必要なお子さんに対してということになります。

(梅坂委員)

統一されるということですね？

(事務局：保育課運営係長)

そうです。

(小池部会長)

その他、質問や確認事項、意見等ありませんか？

(横尾委員)

資料1-2の一時預かり事業の2ページの27年度新制度施行の訪問型のところなのですが、これは先ほどの説明ではまだ検討段階で実施するという方向性は出ていないようなのですが、この制度の内容、実施するかどうかは別として、国が出している訪問型というのは具体的にどういった方が対象で、どういった内容のものを行うのかというのはわかりますか？

(事務局：保育課運営係長)

先ほど説明した19ページの過疎地域や障がい児等に対応できる体制というところで、新潟市で言えば障がい児等が対象となるのかなと思うのですが、それ以上の情報は私たちも持っていません。

(横尾委員)

わかりました。私たちにいろいろ相談がある中で、集団になじまない障がいを持っているお子さんがいて、こういったものがあると非常によいなと思ったので質問しました。ありがとうございます。

(小池部会長)

また情報が入りましたら適宜お願いします。

(事務局：保育課運営係長)

国から情報が入りましたらその都度報告したいと思います。

(小池部会長)

お願いします。その他いかがでしょうか？ありがとうございました。それでは次の議題に行きたいと思います。次にニーズ調査の概要についてです。事務局から説明をお願いします。

(2) ニーズ調査の概要について

(事務局：こども未来課企画管理係長)

こども未来課企画管理係の佐藤です。本日はよろしく申し上げます。私からはまずニーズ調査の概要について説明をします。

これから説明する内容は2月7日の本体会議で説明した内容と同じものですので、本体会議の委員には重複した内容・資料ということになりますがご容赦下さい。

では、まず資料2-1をご覧ください。新潟市子ども・子育て支援ニーズ調査の実施状況の概要について説明します。まず「1 調査票の種類」ですけれど、調査票は就学前の児童の保護者向けと小学生の保護者向けの2種類となっています。「2 調査の実施方法と配布・回収状況」です。調査の実施時期は平成25年10月28日から11月25日まで。当初は11月15日を締め切りとしていましたが、前回もお話しました目標回収率50%を達成するために締め切りを延長して「お礼状兼締め切り延長のお知らせ」を発送しました。調査方法としては住民基本台帳から無作為に抽出して郵送方式により配布・回収ということになっています。調査票の配布・回収の状況は(2)の下の表示となっていて、目標としていた回収率50%については全て達成しています。

続きまして、各区別の単純集計結果のまとめについて説明します。特徴的なものを抜粋して説明します。2ページ、まず北区です。母親の就業状況について就学前児童では「フルタイム」と答える方が各区を比較した時に2番目に高く、「パートタイム」については3番目に高い状況。小学生の母親について「パートタイム」と答える方が2番目に高い状況となっています。

3ページ、東区です。3段目に定期的な教育・保育事業の利用率と利用希望率という欄がありますが、「認定子ども園」と答える方が5.6%ですが、他地域に比べて最も高い状況。それが東区です。

続きまして中央区、4ページです。子育て家庭環境として主な保育者として「母親」と答える就学前の児童の割合が50.7%、小学校では44.4%ということで最も高い状況となっています。定期的な教育・保育事業の利用率と利用希望率においては「幼稚園」と答える方が最も高い状況です。それから居住地域における子育て環境や満足度については就学前の児童、小学生ともに平均を上回っている。これが中央区です。

続きまして 5 ページ目、江南区です。就労状況においては就学前児童の「パートタイム」が最も高い状況です。それから小学生の母親についても「パートタイム」49.3%ということで最も高い状況ということです。定期的な教育・保育事業の利用率と利用希望率についても全体で 73.5%ということで他地域と比較して 2 番目に高い。これが江南区です。

続きまして 6 ページ目、秋葉区をご覧ください。子育て家庭環境において「主に母親」と答える就学前児童の割合が 3 番目に高い状況。小学生の母親の就業状況においては「フルタイム」と答える方が 3 番目に高い状況。定期的な教育・保育事業の利用率と利用希望率に関して「幼稚園」と答える方が他地域に比べて 3 番目に高いということで、特徴的というよりも全体的に平均的と言ったほうが良いと思われるのが秋葉区です。満足度は小学生のほうでやや高いという結果になっています。

続きまして 7 ページ目、南区をご覧ください。児童のための家庭教育における主な保育者として小学生においては 5%の方が「祖父母」と答えていて、これが 2 番目に高い状況。母母親の就労状況において就学前児童の母親は「フルタイム」が最も高い状況。なぜか満足度については就学前児童は最も高く、小学生は最も低いという極端な結果です。

続きまして 8 ページ目、西区をご覧ください。子育ての家庭環境において「主に母親」と答える方の割合が就学前児童で 48%。これは 2 番目に高い状況。小学生児童において「父母ともに」と答える方が 57.6%ということで、これが最も高い状況です。定期的な教育・保育事業の利用率と利用希望率のところで「幼稚園」19.4%、これが 2 番目に高く「幼稚園の預かり保育」5.8%とありますが、これが最も高い状況。「認定子ども園」4.9%は東区に次いで 2 番目に高い状況。小学生の満足度は最も高いのが西区です。

最後に 9 ページ目、西蒲区です。子育ての家庭環境において「祖父母」と答える割合が小学生において 5.9%ということで最も高い状況となっています。母親の就労状況においては小学生の母親で「フルタイム」が 49.4%、こちらが最も高い状況です。以上、特徴的なところを抜粋して説明しました。

このニーズ調査の単純集計結果ということでは資料 2-2、資料 2-3 として分厚い資料なのですが、年齢、小学生でいえば学年、それから区別に単純にクロス集計したものを皆さんの手元に配布しています。これはあくまで速報として単純集計結果ということで、今後の詳細については今、国の手引きに沿って現在分析をしています。事業計画に記載する量の見込みについてはこれを元に今後検討していただくことを考えています。

今申した量の見込みについてはもう少し時間をいただいて若干説明します。資料 2-4 は「新潟市子ども・子育て支援事業計画 構成(案)」という資料です。2 月の本体会議で説明しましたが、現時点で事務局が考えている事業計画の構成案です。一般的な行政計画と同様、まず 1 章で計画策定の背景としてこの新制度の説明であったり、子どもと子育て家庭を取り巻く環境、このようなものを説明したうえで、第 2 章ではそれを受けて計画の基本的な考え方として基本理念・基本的な視点などを書いていくことになっています。この裏面について第 3 章の事業計画として、これは 5 年間の計画期間における幼児期の学校教

育・保育、それから地域の子育て支援についての需給計画を記載しなければいけません。国の基本指針でも記載されている各事業についても記載をします。この幼保部会で議論する施設や事業の整備、この量も検討する元となるものが量の見込みということで、イメージ図でいくと①、少し字が小さいですが量の見込みという事……これが量の見込みということになります。この資料に記載されている表内量の見込みがあって、それを確保するための確保内容というものを記載することになると考えています。資料の 3 ページ、第 4 章として事業計画の進行管理について子ども・子育て会議の役割なども記載することになると考えています。以上、現在考える事業の事業計画構成（案）です。

続きまして資料 2-5 をご覧下さい。資料が縦横で申し訳ありません。これは現行の計画。保育園再編実施計画の実施状況です。現計画の実施状況として、新計画の策定にも引き継がれる部分があると思いますので参考としていただきたく用意しました。平成 26 年の欄をご覧下さい。まず計画目標と書いてありますが、これは平成 23 年 3 月に保育園の再編実施計画の後期計画の策定をしていますので、その時点での目標値ということです。その目標では保育園の定員を 19,500 人としていましたが、平成 26 年 4 月にはこれを 535 人超える 20,035 人を確保しているということです。

その下の欄、多様な保育サービスの提供、それから地域子育て支援ということで多様な保育サービスや乳児保育、19 時以降の延長保育、休日保育、病児保育。地域の子育て支援としては一時預かり、地域子育て支援センターの計画目標、それから実施状況ということで記載しています。新計画の策定にも参考になるかと思ひまして用意しました。資料 2-1 から 2-5 を説明して私からは以上です。

(小池部会長)

ただ今の事務局からの説明について質問や確認事項、意見があればお願いします。

(丸山委員)

事業計画第 3 章の 2 のイメージ図なのですが、具体的な数字というのはいつ頃出てくるのでしょうか。保育園の定員の目標値が 26 年度プラス 535 人と出ていますが、全体で見た時の 27、28、29……調査している最中だとは思いますが、いつぐらいになれば具体的な数字が示されるかお願いします。

(事務局：保育課管理係長)

現在作業中です。今後の本部会の予定としては、まず関係条例を先行して議論するので、その後になるかなと思っています。

(丸山委員)

おおまかにでも年内中とか年度末とかというのは？

(事務局：保育課管理係長)

年度内はまずありません。

(丸山委員)

26年度中もなしですか。

(事務局：保育課管理係長)

26年度中に計画は策定しますので、条例の議論をした後に本体の計画自体を本体会議とともに審議しますから、そこには間に合わせて5月とか6月という話になってくると思います。

(丸山委員)

スケジュールが頭に入っていないくて申し訳ないのですが、策定されるというのはいつ頃の時期になるのでしょうか？

(事務局：保育課管理係長)

27年の4月1日が新制度のスタートですので、今後、新潟市の子ども・子育て支援事業計画は26年度末にそろってあげるということですので、そこがタイム・リミットです。

(大山委員)

ただ27年度についてはもうある程度目星みたいなものをつけているではありませんか。

(事務局：保育課管理係長)

今、26年度までの数字は保育園再編基本計画のほうで進捗確認をしています。27年度以降は、今のニーズ調査とそれから再編計画の数字の見比べもありますので、それがつながっていくような形なのか、実際に児童の数が実態と合っているのかどうかも考慮しながら見ていく必要があるという状況だと思っています。

(小池部会長)

26年度のいずれかの段階でこの量の見込みについての数値が出て、それを元に幼保部会で内容を精査するということになると思います。その流れでよろしいのではないのでしょうか。

(事務局：保育課長)

ニーズ調査がどういう結果が出てくるかによって明らかになってくると思います。

(小池部会長)

わかりました。また、数字が明らかになりましたらよろしくお願いします。その他、質問・意見等がありますか。

(平澤委員)

今、話題になっている資料 2-4 で事業計画構成(案)が示されていますが、この事業計画でこれが一番大事なのですが、この事業計画そのものが議会承認というものが求められるわけですか。そうすると何月議会という予定はありますか。

(事務局：こども未来課企画管理係長)

承認はしませんけれど、議会に進捗状況等を含めて適宜報告という形になると思います。

(平澤委員)

基本的には報告事項で済むということなのですね。議会で中身が否決されるようなことはあり得ないわけですね。

(事務局：保育課長)

それは国が法律を定めていますので市町村が「やめた」という事は無いです。

(平澤委員)

国に背いたりするわけにはいきませんからね。それではこの事業計画が具体的に、少なくとも我々委員の中で見えてくるのは、いつ頃だと思っていたらよろしいですか。はっきりしないのでしょうか、ある程度示していただいたほうが我々もありがたいです。目標と言いますか。

(事務局：保育課長)

ご存知の通り、国の子育て会議、あるいは検討部会でまだ検討して意見が出ている状況の中で、まずそこが固まってから、我々新潟市としてはどうするのかという議論になると思います。残念ながら国も当初考えた予定よりも少し遅れ気味なのかなと認識しています。

(事務局：こども未来課長)

提出自体は来年度作成、提出するのはまず間違いない。県への報告というところもありますので、それがだいたい9月前後とは考えていますので、それを目標にと考えています。

(平澤委員)

はい。ありがとうございました。

(小池部会長)

それではこの資料関係についてはよろしいですか。それでは次に新制度の周知・広報についてです。事務局説明をお願いします。

(3) 子ども・子育て支援新制度の周知・広報について

(事務局：保育課運営係長)

資料 3 をご覧下さい。新制度の周知・広報等についてまとめてあります。まず左の想定についてですが、4月に消費税 8%となりまして、6月に市条例①議会提出となっています。市条例①というのが表の欄外にある保育の必要性の認定基準条例です。これは前回の会議でも説明しましたが、児童福祉法施行令で保育に欠ける理由があり、それを元に新潟市で条例を作っているのですが、新制度においては国の政省令によって保育の必要性の事由が示されますので、それに合わせて条例改正が必要だと考えています。具体的には求職活動、あるいは就学、虐待や DV の恐れがある子ども等という項目が保育の必要性の事由に入ってくる予定です。これに関しては国の政省令を元に作りますので、3月中にその政省令が公布予定ということで 6 月議会にと考えていたのですが、他市とも情報交換している中で、どうも 3 月に国から政省令は出ないという情報が入ってしまっていて、4月に入ってからという情報になっています。そうするとパブリックコメントも行う必要があります、3月に出なければスケジュール的に難しいと考えていまして、9月の新条例②とありますが、この②というのは欄外にあります各施設の認定基準条例等なのですが、それと合わせて保育の必要性の認定基準を議会にあげることになるかもしれません。9月議会にあげる場合にはパブリックコメントをできれば 6 月、早ければ 5 月くらいにやりたいと考えています。パブリックコメントをやる際には議会に報告することになっていますので、その旨を 6 月議会で説明する予定です。

続きまして 3 段目の「市」というところが広報についてなのですが、随時市報にいがたで新制度の情報を市民の方にお知らせし、9月になると例年幼稚園と保育園の入園案内の文章を市報にいがたに載せますので、その前に新制度での教育の必要性の認定の方法や、あるいは幼稚園の保育料が大きく変わりますので、その説明などを市民の皆様にしなればいけないと考えています。また、国では新制度のパフレットを作成すると聞いていますので、それが出ましたらまた配布をしたいと思います。広報等については以上です。

(小池部会長)

それではただ今の事務局からの説明について質問や意見等がありましたらお願いします。

(梅坂委員)

こんなことをいろいろな勉強会に参加してタブーかもしれませんが、この8%の消費税でこのまま行った場合は、こういう計画もとりあえずは例えば消費税8%なりの計画になりますか。

(事務局：保育課運営係長)

この子ども・子育て支援法が消費税10%になった時に施行するということになっています。この計画はもちろん立てないといけないのですが、10%にならないと実施となると難しいのかなと思います。

(事務局：保育課長)

新聞に寄れば、財源の目途が立たないということで、保育の質という点では、国で当初の議論されていた内容よりは落ちるだろうと言われていました。

(梅坂委員)

聞いてはいけないことでした。

(丸山委員)

広報市報にいがたの枠はどのぐらいの内容で周知していただけるのかなと思ったのですが。

(事務局：保育課運営係長)

まずは簡単な新制度とはどのようなところは早めにとっていますが、具体的な料金等は、国が4月から6月に公定価格の仮の単価を発表すると言っていますので、それをもとに市の保育料を考えていきます。まずは国の示した公定価格の単価を皆さんに示して「このように変わります」という広報をしていかなければいけないと思っています。

(丸山委員)

1号、2号という言葉で言っていますけれど、幼稚園に在園していて2号に該当した時に幼稚園児ではなくなるので保育園に行かなければいけなくなるという誤解をされているところが結構あるので、そのへんのところをしっかりと周知・広報していただかないと保護者も困ってしまいますし、いろいろと不具合が出てくると思いますので、しっかりとお願いしたいと思います。幼稚園に通っていて就労した時にはどのような対応ができます、どのようにいれますということをお願いしたいと思います。システムが基本的に福祉的な立場から成り立っていると感じています。我々私学の立場にいと、そのへんがなかなか、今一生懸命勉強している中でもわからないことがたくさんありますので、幼稚園に対しても丁寧な説明が欲しいですし、現在通っている幼稚園の保護者にもわかる形で説明してい

ただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(平澤委員)

それではそれに関連して、資料 3 に広報等についてということで 3 月の市の欄に「私立幼稚園説明会」とありますが、これはどの程度の内容なのか。それと私立保育園に対しては無いのでしょうか。それとも 3 月 26 日の説明会をそういう位置付けで考えているのでしょうか。

(事務局：こども未来課長)

幼稚園の説明は既に行いました。全幼稚園集まっていたいただいて、公定価格がまだ示されない中で各幼稚園の皆さんは不安でいっぱいだと思いますので、現状の内容と不安に思っているところの質疑応答というところで実施をしました。

(平澤委員)

3 月になってから実施されているのですか。

(事務局：こども未来課長)

はい。12 日です。

(平澤委員)

保育園としては特にそういう予定は無いのですか？

(事務局：保育課運営係長)

保育園については 3 月 26 日の単価説明会で新制度の時間を設けて説明したいと思っています。

(平澤委員)

と言いますのは、中央等でこういった内容の研修をやると、必ず皆さん「園長・施設長が理解したことをできるだけ早く保護者に説明して下さい」という注文をつけられるのです。ただ、自分が理解しないことを説明はできませんので、なるべく聞いた事はそしゃくして理解をして、そして最低限の事は早め早めに保護者に説明しようという姿勢でいるわけです。とにかく市民の方全員が一刻も早く正しい情報を知りたいと思っていますので、できるだけそれにかなうような方法、方策を取っていただきたいと思います。

(丸山委員)

広報については市報にいがたに限らず別の方法もいろいろとあると思いますのでよろし

くお願いします。

(平澤委員)

そうですね。いろいろありますね。

(大山委員)

もちろん横尾さんのところの相談員の方も十分そういうものがないとね。

(横尾委員)

そうですね。そういう情報がね。はい。

(小池部会長)

ともかく運営する側もそうですが、実際に利用される保護者の方たちがわかる形にどうやって発信していくかというのが本当に大きな課題になってくると思います。特に私も保育の必要性の認定基準は、本当に一自治体の問題ではなくて国の問題だと思うのですが、やはりそれが見えてこないとそれぞれの保護者の方たちは、自分の保育認定必要度がどのように位置付けられるのか不安に思っている。制度が見えれば「私はどうなのか？」というのはもっと出てくると思いますので、もう少し国がペースアップしてくれるといいとは感じました。6月の議会に条例を出すのは難しそうですか。まだ半々ぐらいですか。

(事務局：保育課長)

半々というか他都市の状況、情報を集めていると、どうも国が省令等を3月中には出せないような情報がほとんどでしたので、少しこれはタイトすぎてリミットを過ぎてしまうのかなと思います。

(小池部会長)

ありがとうございます。その他、質問、意見等がなければ、次に行きたいと思います。次に部会関連条例等についてです。事務局説明をお願いします。

(4) 部会関連条例等について

(事務局：保育課管理係長)

それでは、基準条例規則等についてということで説明します。資料4-2から3、4は昨年末に開催された第10回の子ども・子育て会議、第11回の基準検討部会の合同会議で、確認制度、地域型教育事業についてはこういう形でやっていくということでまとまりを見ましたので、資料を作りました。

その集約された内容で今後、各市町村が条例等を作っていくということになります。今

後、国が事務連絡等によって条例案のたたき台を示すのですが、それを元に私たちも条例作成の検討に入っていくというところです。国が示している基準の中で従うべき基準と参酌基準というものがありますので、それらを含めて基準条例、規則等について検討します。

資料 4-1 に戻りまして説明したいと思います。制定予定の条例等ということでは施設・事業関係、それから保育の必要性の認定に関わるもの。それから教育・保育の利用料と過料の条例といったものが予定されています。基本的には国が示している基準のとおり条例を制定していきたいと思っておりますが、一つ施設・事業関係の中で幼保連携型の認定子ども園の認可基準条例というものを作るのでありますが、新潟市と加える事項ということで資料に載せました。一つは自園調理ということで、これは新潟県が認定子ども園条例を制定当初に「新潟県内の認定子ども園は全園、自園調理して下さい」ということが認定の基準になりまして、今は少し変わってしまったのですが、そのとおりに私たちはやっています、現行の新潟市内の認定子ども園については幼稚園、保育園も含めて全て自園給食していただいています。私たち新潟市は食育も一つの育ちの大きな柱ということで政策を展開していますので、作っている方に見える給食は子どもに与える影響は大きいということで、そういうふうに条例を作りたいと、新潟市の基準の加えたところの一つです。もう 1 点は現在市内の保育園では保育士の配置基準を 1 歳児について 1 対 3 ということで、国の 1 対 6 より上回って基準設定しています。1 歳児の育ちに着目し、手厚い保育が必要だということこれまでの経緯の中で新潟県内で定められているものですので、今後もそれを踏襲していきたいと思っております。その他、保育に必要性の認定基準、保育料、子ども・子育て支援保育法第 87 条による過料を設けるための条例については、多分 5 月にパブリックコメントをする予定です。4 月に行う次回の幼保部会で条例の条文のような形、それから概要のようなものを示して、ご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

(小池部会長)

ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について質問や確認事項、意見があればお願いします。

(梅坂委員)

自園調理についてですけれど、国の先般の最新の子ども・子育て会議でわざわざ議題になりまして、0～2 歳については自園でやりなさいというのがほぼ決定です。3～5 歳については緩和されて、緩和されてというか国はもともとそうですけれど、外部で構わないみたいなことがわざわざ議題にのり、改めて「それでいいのではないか」という意見が出たらしいのですが、市としてはまだ決定しているわけではないんですね。

(事務局：保育課管理係長)

実は地域分権一括法の中で児童福祉施設の条例制定の時に、国の基準にある外部委託を

してもいいという第32条の2の条文をそっくり取ってしまったのです。それで児童福祉施設としての保育園は全部自園調理する。実態を追いかけたような形なのですが、そういった形で保育園は設置している関係もありますので、どういう概要がいいのかというのはまた議論されますけれど、保育園と幼稚園、それから認定子ども園で調理給食のあり方に整合性が取れないというのはどうなのかなとは思っています。

(梅坂委員)

新認定子ども園として認可するには、1号認定が8割いても「そうしなさい」ということですか。

(事務局：保育課管理係長)

そうですね。現行の認定子ども園は全て自園調理の施設を構えていただいているので、幼稚園が「うちは認定子ども園になりたいんだけど」という話の時にどういってお話ができるのかというところにつながっていくのだと思います。

(梅坂委員)

現状を調べると認定子ども園になれない一番の障がいがありますね。場所が無い。「調理室を作れないからなれないんだ」というのと、こういう制度を改めて作るというのがぶつかっている気がしました。

(大山委員)

小学校になれば一括調理。調理場でやっている。

(事務局：保育課長)

アレルギーの問題もありますのでね。やはり本当に神経を使ってやっていますね。

(小池部会長)

その他、意見はありませんか。自園調理は確かに一つネックではあるのだと個人的には思うのですが、私も一保護者として保育園の自園調理の良さもあるというのは現実として感じているところなので、非常に難しいというのが実感です。

(梅坂委員)

すみません。もう一つ。国は当然、保育園、幼稚園の経営を比較して、公定価格が出てくると思います。それは国ですが、各自治体とか政令指定都市によっては保育園にはかなり上乘の補助がなされていると思うのですが、それを是非平等にさせていただきたい。結局1号認定と2号認定が同じ施設にいるわけなので、あまりにもここで差が過ぎると公平というのも最初の基本でうたっていますのでよろしくをお願いします。

(小池部会長)

その他、意見等はありませんか。4月の幼保部会の時には条例のたたき台ではないですけど、出てくるということですよ。

(大山委員)

必要性の認定基準は、難しいですね。

(小池部会長)

ここは少し難しいですね。保育の必要性の認定に関わる場所は多分検討中の可能性があるということですね。

(大山委員)

どういう方向ですかね。

(事務局：保育課運営係長)

新潟市は定員に満たない園では、今も求職中の方も入園可能になっているのですが、国でははっきり「求職中の方も保育が必要だ」ということをうたっているのと、あとは学生の方、あるいはDVを受けている方なども明記しましょうということになっていて、そんなに国が示している今の案から大きく変わらないとは思いますが。ただやはり、政省令が出ない限りは市のほうで勝手に先に出すわけにはいかないというところで待っている状態で、大きく内容が変わるということはないと思っています。

(大山委員)

その必要性をチェックするのはどのような形でやるのですか。求職中だったら何かハローワークの届けが必要だとか。

(事務局：保育課運営係長)

就職している方は就労証明書を出していただいて、それ以外、病気であれば診断書とかそういう資料が出されない方が求職中になるのかなというところです。基本3ヶ月とか4ヶ月とかで切ることになると思うので、継続する場合はやはり就職活動の状況を見たりしていかなければいけないと思っています。

(事務局：保育課長)

月に1回求職活動する方など、いろいろな方がいらっしゃいます。

(梅坂委員)

保護者に説明する時に具体的なイメージで説明をしたいので、これから認定を受ける場合には「市の 1 階のこういうところができる予定ですから、こういうところで認定の相談をして下さい」と説明したいので、方向性が決まったら教えてください。

(事務局：保育課運営係長)

今のところだと幼稚園の場合は国も簡易な方向でということになっていますので。

(梅坂委員)

1号認定はそうですけれど。

(事務局：保育課運営係長)

保育園についてもできれば保育の申請する際に、必要性の認定も同時にできるように考えています。一斉申し込みであれば、園に必要性の申請も兼ねた入園申込書のようなものを出してもらえればいいのかなどは考えています。

(梅坂委員)

内部的にも 700 名ぐらいの園児に対して、就業の時間も全て調べ、全部細かく調査して、大体全体の 3 分の 1、6,000 名ほどが新潟市の幼稚園に通っていますから 2,000 名ほどがもともと保育に欠けると。相談窓口みたいなものを作っただけであれば、各幼稚園ではこれを勉強するだけでも大変です。一つの家の中にいろいろな方がいるし、言葉すらなかなか出てこないで、是非スタートする前には相談できるような……

(事務局：保育課運営係長)

1号認定だけれど働いている方ですか。

(梅坂委員)

私の幼稚園は調査の結果 30%前後働いている人がいます。

(事務局：保育課運営係長)

幼稚園を第一希望にされる方は 1号認定を受けているということになるのですよね。

(梅坂委員)

いや、それでは新しい制度の意味が無い。

(事務局：保育課運営係長)

多分、国がそういうふうに言っているのです。保育園を希望して保育園が空いていないから幼稚園に行った方は 2 号認定とか 3 号認定なのですが、働いていても教育を受けさせたいということで幼稚園を希望される方もいらっしゃると思うので、そういう方は 1 号認定というふうに……

(梅坂委員)

いや、それは全然とんでもない。

(事務局：保育課運営係長)

そういうことですね？

(梅坂委員)

では「うつるな」ということなのですか。それはおかしいではないですか。そうしたら何のためにこの制度が新認定子ども園になる必要があるのですか。

(事務局：保育課運営係長)

認定子ども園になれば 2 号になれますよね。

(梅坂委員)

その中に交ざるわけですね。1 号認定が。

(事務局：保育課運営係長)

そうです。今の話は申し訳ない。幼稚園に就労されている方がいる場合の話です。

(梅坂委員)

それは本当のレアなケースで、全体的には 9 割ぐらいの幼稚園は移行するのではないかな。

(事務局：保育課運営係長)

申し訳ありません。今の話は幼稚園の話です。

(梅坂委員)

そうですね。ここですらわからないことがある。一般の保護者は「どっちに行ったらいいんだろう」「今まで幼稚園とっていたんだけど、こういう制度ができるんだったらどうなるんだろう」みたいなことは当然不安になると思いますし、期待も持つと思います。

(小池部会長)

よろしいですか。それでは次にその他・事務連絡とありますが、事務局お願いします。

(5) その他・事務連絡

(事務局：保育課管理係長)

今回の幼保部会ですけれど、5月に条例案のパブリックコメントを1ヶ月の期間をとって行うことになっていますので、4月中に何とか条例案について意見、審議いただければと思っています。この会議が終わりましたら、また日程調整をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。日程がタイトになってご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いします。以上です。

(小池部会長)

本日の部会を通して質問、意見等があればお願いします。

(丸山委員)

福祉的なシステムなのでよくわからないというところですが、応能負担が新しく出てきます。今、幼稚園は生活保護世帯の方も医師の方も弁護士の方も皆さん同じ一定の保育料を払っています。もし、施設型給付を受けるような幼稚園になった場合、そういった高額納税者と言われる方の保育料がとてもし上がってしまうわけです。負担増が高くなってしまいうところが理解できないところではありますが、保護者の方も「来年度から変わってしまうんですか」と言われるのです。そのへんのところは、「一律法律が変わったのでそうしてください」ということになってしまうのでしょうか。というのが一つありましたので、また後日にでも教えていただければと思います。応諾義務も課せられてきますが、先日の説明会の時にもトラブルを起こしている園があるということを知っています。一番大事なところは子どもがしっかりと楽しく通園できるということなので、そういうことにならないように保護者と園と行政がうまくまわるような形で制度設計をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(小池部会長)

応益負担だの応能負担だのというのは、福祉の言葉で一般的には使わない。福祉全体も応益に動こうとしながらしきれないというところだという気もしますが、説明などが大事だと思いますので、是非よろしくお願いします。その他にありますか。

(大山委員)

資料2-4の計画の対象というところで、これは社会福祉法のどこかの条項に基づいて書かれているのか。そのままここに載せたのか、何か新しいものを考えているのか。基本的に

は我々は幼保部会なので幼稚園、保育園、就学前の福祉、教育について考えればよいのでしょうが、「おおむね 18 歳までの子ども」というところはど理解すればいいのか。社会福祉法をそのまま準用してここに載せただけなのか。例えば児童館、児童センターというのは利用できる子どもたちは一応 18 歳までということになっているので、そのことを指しているのかどうか。これは何のために載っているのか、どこから持ってきてこのまま出しているのかというところが少し「あれ？」と思ったものですから。

(事務局：こども未来課企画管理係長)

子ども・子育て支援法においても子どもの定義は 18 歳までということになっています。また、今、議論いただいているのは幼保部会ということで幼稚園、保育園です。放課後児童クラブについては学童期。それから地域ネットワーク部会については妊婦検診等の妊娠期も含まれており、妊娠期から乳幼児期それから学童期を主として、任意記載事項においては障がい児の施策であるとかひとり親家庭の施策、それからワーク・ライフ・バランスの部分もありますので、おおむね 18 歳までの子どもと広く対象にしています。主としては妊娠期から乳幼児期という形になると思います。なので、子どもたちとその家庭、それからワーク・ライフ・バランス等となればその子育て家庭だけではなく、取り巻く社会全体も対象になるだろうということから記載をしています。

(大山委員)

はい。

(小池部会長)

よろしいでしょうか。よろしければ本日の会議はこれで閉会にしたいと思います。皆様大変ありがとうございました。それでは進行をお返しします。

(事務局：保育課長補佐)

小池部会長ありがとうございました。以上をもちまして第 2 回幼保部会を終了します。本日は貴重なお時間をいただきありがとうございました。今後ともよろしくお願ひします。